

大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会規則（平成27年大阪府規則第40号）第9条の規定に基づき、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

(審議の回避)

第3条 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審議に加わらない。

(諮問及び答申等)

第4条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。